

【質問に対する回答】

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問	回答
1	公募施設設置等指針	5	1.3	(6)(7)			設置管理許可の期間	供用開始日は、開業日と考えてよろしいでしょうか。	供用開始日は公園利用者が事業区域内の公募対象公園施設を利用可能となる日です。
2	公募設置等指針	19	4.2	(4)			提出方法	郵送の場合は、簡易書留とすることとありますが、レターバックプラスを使用してもよろしいでしょうか。	簡易書留での配送を推奨しておりますが、レターバックプラスも可能とします。
3	公募設置等指針	22	3.1	(1)	表 5	⑥	応募関係書類一覧	「事業報告書・事業計画書等」を作成する際に必須項目等がございますでしょうか。	貴社の決算時等に使用している、事業報告書や事業計画書で差し支えありません。
4	様式集 1	3	2.2.3	(1)	③		図面 施設配置図	事業区域（敷地図）の元データは、どれを使用すればよろしいでしょうか。	「事業区域図（参考図）」を資料に追加いたしますので、参考資料【別紙 2】事業区域をご参照の上、ご使用下さい。
5	様式集 1	3	2.2.3	(4)			供用開始	事業スケジュール記載（提案）の供用開始日（開業日）は、令和 9 年（2027 年）3 月より前でもよろしいでしょうか。	事業区域内において、当県施工予定の造成工事があることから、供用開始日は令和 9 年（2027 年）3 月を想定しております。事業スケジュールに記載する供用開始日は令和 9 年（2027 年）3 月より前の日付で提案することも可能ですが、造成工事の進捗によってはご提案に添えない場合があります。なお、供用開始日は提案を踏まえ、本県との協議により基本協定で決定いたします。